



2026年2月9日

各 位

上場会社名 矢作建設工業株式会社
代表者名 取締役社長 高柳 充広
(コード番号 1870 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先責任者 コーポレート本部 総務部長 北野 邦彦
TEL 052-935-2351

社員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、社員持株会を通じた株式付与として、特別奨励金スキーム（以下「本スキーム」といいます。）を導入し、下記のとおり、矢作建設工業社員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)処分期日	2026年3月17日
(2)処分する株式の種類及び数	当社普通株式 149,600 株（注）
(3)処分価額	1株につき 2,400 円
(4)処分総額	359,040,000 円（注）
(5)処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記(2)に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます。 (矢作建設工業社員持株会 149,600 株) なお、各対象会員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。
(6)その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本スキームの対象となり得る当社及び当社子会社の社員（以下「対象社員」といいます。）最大1,496名に対して、それぞれ当社普通株式100株を付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションが終了した後の対象社員である本持株会の会員（以下「対象会員」といいます。）の数に応じて確定します。具体的には、上記(5)に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。なお、当社又は当社子会社は、各対象会員に対して一律に240,000円を支給し、当社は、本持株会を通じて各対象会員に対して一律に100株を割り当てます。

2. 処分の目的及び理由

当社グループは、持続的成長の実現に向け、2030年度の目指す姿を「課題解決&価値創造型企業」と定め、今期が最終年度となる中期経営計画期間（2021年～2025年度）においては、この目指す姿の実現に向けた基盤構築期間と位置づけ、既存事業の深化・進化、新規分野・領域の探索・開拓、成長を支える経営基盤の確立に取り組んでまいりました。

このたび、中期経営計画の最終年度にあたり、この間の社員の活躍に報いるとともに、今後の持続的成長に向けた基盤強化を目的として、社員への株式付与を実施することいたしました。

本スキームの導入により、社員が働きがいを感じモチベーション高く働く環境の整備、人材の定着などを図ります。また、本株式付与は、社員の経営参画意識を高め、株主との価値共有を促進するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの視点で判断ができる人材育成の契機とし、当社人財戦略に掲げる「課題解決&価値創造人財の創出・育成」を推進する人的資本投資として位置づけております。

本スキームは、対象会員 1名当たり当社普通株式を付与するために必要な額の特別奨励金を本持株会へ付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分する第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1.処分の概要の（注）に記載のとおり後日確定いたしますが、最大 149,600 株を本持株会へ処分する予定です。対象会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、付与された特別奨励金の拠出以外に対象会員による金銭の拠出はありません。

本スキームの対象社員最大 1,496 名の全員が本持株会に加入した場合には 149,600 株の処分を予定しています。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化規模は、2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 44,607,457 株に対し 0.34% であり、2025 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 433,331 個に対し 0.35%（いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入しています。）です。

本スキームの導入は、対象社員に対する福利厚生の増進策として、本持株会を通じて、当社株式を取得させる機会を創出することによって、対象社員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。本スキームの導入は、当社グループの企業価値の増大に寄与するものと考えておりますため、本自己株式処分における処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であり、また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しています。

3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本持株会を通じた株式付与のために対象会員に支給された特別奨励金を払込資金として、対象会員が本持株会に拠出して行われるもので、処分金額につきましては、恣意性を排除した金額とするため、2026 年 2 月 6 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である 2,400 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、この処分金額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第 3 位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2026年1月7日～2026年2月6日）	2,397 円	0.13%
3ヶ月（2025年11月7日～2026年2月6日）	2,302 円	4.26%
6ヶ月（2025年8月7日～2026年2月6日）	2,250 円	6.67%

本日開催の取締役会に出席した監査役 5 名全員（うち社外監査役 3 名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値であることに鑑み、割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

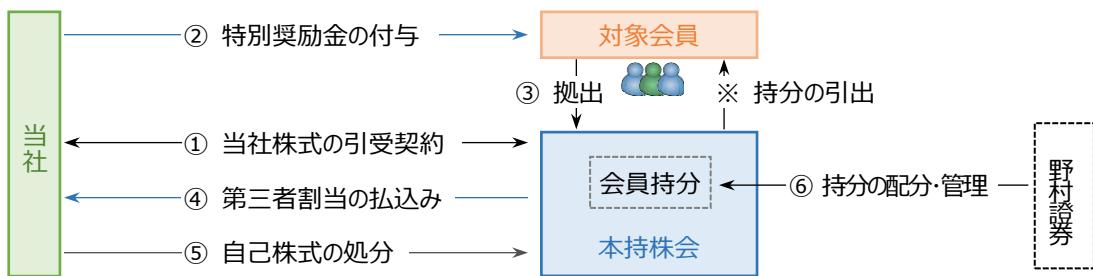
4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25% 未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(ご参考)

【本スキームの仕組み（子会社の記載は省略しています。）】

- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
 - ② 当社は、対象会員に当社株式付与のための特別奨励金を支給します
 - ③ 対象会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
 - ④ 本持株会は対象会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当についての払込みを行います。
 - ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
 - ⑥ 割り当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託する野村證券株式会社を通じて、本持株会内の対象会員の持分に配分・管理されます。
- ※ 対象会員は割り当てられた当社株式を対象会員名義の証券口座に任意に引き出すことができます。



以上